

令和3年2月12日

会 員 各 位

吉 賀 町 商 工 会 長
吉 賀 町 青 色 申 告 会 長



**緊急事態宣言の延長を踏まえた申告・納付期限の一律延長について
(お知らせ)**

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言(※1)の期間(※2)が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されることになりましたのでお知らせをいたします。

また、これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長(※3)されることになりました。

(※1) 2月12日現在の対象地区：東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏4都県、大阪、京都、兵庫の関西3府県、愛知、岐阜の東海2県と福岡県。

(※2) 2月12日現在：令和3年3月7日(日)まで

(※3) 振替日の延長

申告所得税：令和3年4月19日(月) → 令和3年5月31日(月)

個人事業者の消費税：令和3年4月23日(金) → 令和3年5月24日(月)

注意 全国一律で申告期限が4月15日まで延長されましたが、当商工会で決算・申告の記帳代行をされている方は、業務の都合上、書類の受付を通常通り3月15日までとさせていただきますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。